







お互い助け合う「<mark>感謝</mark>」の気持ちと「<mark>諫</mark>早市社会福祉協議会」の意味を 込めて名付けました。末永く皆さまに愛される広報紙を目指しています。

2025 Vol.241

くらしの悩み、一人で悩まず、一緒に考えませんか?

本会では、進学の ための貸付(※詳細 は3ページ)を 行なっていますよ。 お母さまは、サロン に行くのはどうで すか?



娘の進学費用を どうしよう… ひとり暮らしの母親も 心配だし、どうしたら いいかな…



いろいろあるのね。 相談してよかった。 少し不安が軽くなった。





あ! 社会福祉協議会 に相談できそう! 行ってみよう!

誰もが、日々の暮らしの中で困ったことや気になる:応しています。また、相談内容によっては、専門の相 ことがあるのではないでしょうか。

現在、社会状況の変化にともない、皆さんが直面す る悩みや困りごとは多様化しています。複雑な課題を 抱える家庭も増えてきました。

本会では、諫早市にお住まいの全ての人が、自分ら しく、安心して暮らせるよう、さまざまなご相談に対

談機関をご紹介しています。

悩みが深刻になる前に、まずは気軽にご相談ください。 今号では、皆さんの悩みに寄り添い、ともに解決を

目指すために、本会が取り組 んでいる事業を次のページで ご紹介します。



おしらせ

社協広報紙「かんしゃ」の表題の文字とイラストをお寄せください!

あなたの

右の二次元コードから様式をダウンロードしていただき、ご記入の上、 社協へ郵送してください。採用された方にはクオカード500円分を プレゼントいたします。今月のイラストは草原志香さん、文字は **辿輔(てんほ)** さんにかいていただきました。ありがとうございます。





◇ さまざまなお悩みに沿った本会の取り組み /



誰かに悩みを聞いてほしい

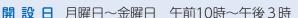
例えば、こんな悩みありませんか?

- ▼ どこに相談にしたらいいか分からない
- ▼ 一人暮らしで話し相手がほしい…
- ▼ 老後のことが心配
- ▼ 家族や近所の人間関係で悩んでいる

そんなあなたに紹介したい事業…

「ふれあい福祉相談」

相談員が暮らしや住まい、家族のこと、 心配事などの悩みをお聞きします。



利用料 無料

相談員 民生委員・児童委員、学識経験のある人

専用電話 ☎ 0957-23-7022

弁護士等に相談したい

例えば、こんな悩みありませんか?

- ✓ 相続関係で困っている
- ✓ 離婚問題やDVで悩んでいる
- √ 身寄りがないので今後が不安
- ▼ 借金の返済のことで困っている

そんなあなたに紹介したい事業…

「無料専門相談」

弁護士または司法書士が法律上の悩み をお聞きします。

開設日 毎月1回 午後1時~午後4時

相 談 員 弁護士または司法書士

申し込み 10日前までの予約が必要です。

問い合わせ ☎ 0957-24-5100

実際にあった事例

一人暮らしのAさん(70代)。子ども達は全員成人し、それぞれ家庭をもって います。年齢的に自宅や土地を子どもたちに相続したいが、どのような手続きをし たらいいのか分からないと相談に来られました。

- 専門相談につなぎ、助言をいただきました

- 遺言書作成する。(公証役場を紹介)
- 必要書類の準備(土地、建物の名義者が分かる書類など)
- 不動産の登記(法務局を紹介)
- 家族会議を開く など





(例)

弁護士による

対応・助言

判断能力が不十分で、 日常生活に不安がある

「日常生活自立支援事業」

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお 手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすること で、認知症や障害などで判断能力が不十分な人が安 心できるよう、社会福祉協議会と利用者が契約を結 び支援する事業です。

対象者

次の全てに該当する人

- 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が 十分でない人
- 2 本事業の契約内容が理解し、契約する意思がある人
- 3 福祉サービスを利用している人、利用予定の人

詳しい内容は、長崎県社会福祉協議会 ホームページをご覧ください。



自立した生活のために、 資金が必要…

「生活福祉資金貸付制度」

「低所得者、障がい者または高齢者に対し、必要な 相談支援と資金の貸付を行うことにより、その経済 的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活 を送れるようにすること | を目的とした制度です。

対象者

- ① 低所得者世帯
- 2 障害者世帯
- 3 高齢者世帯

※貸付対象とならない人

- ・他制度の利用ができる場合
- ・本貸付の償還に滞納がある場合
- ・暴力団員が属する世帯など



~教育支援資金~

対象世帯の学生に対し、学費や自宅外生活費を無利子で貸付を行います。

貸付種類	就学先	貸付上限額(月額)
教育支援費 「授業料 施設設備費 進学費など」	高 等 学 校	35,000円
	短 期 大 学	60 000m
	高等専門学校	60,000円
	大 学	65,000円
就学支度費 「 入学金 制服代など	すべて	500,000円

貸付条件

- 借 受 人 就学者(子)
- 連帯借受人 世帯主 (親)
- 連帯保証人 原則1名 (別世帯で県内在住60歳以下)
- 貸付利子 無利子



据置期間

学校卒業年度末から最大6か月以内

償還期間 10年~20年 一括・月賦(毎月□座振替)

※借入総額によって返済期間が異なります

優先 制度

日本学生支援機構(給付・減免・第1種) 母子父子寡婦福祉資金 長崎県育英会

教育支援 資金

日本学生支援 機構(第2種)

貸付の ながれ

1. 相談対応

世帯状況や必要な費用など を聞き取り、将来の償還計 画を合わせて、借入額を一 緒に考えます。

2. 申請受付

申込書、必要 書類を受け付 けます。

3. 審査

長崎県社会福祉 協議会で審査が あります。

4. 送金

借用書を取り交 わし後、資金交 付になります。

5. 据置

6. 返還

※貸付には審査があります。相談から送金までおおむね2ヶ月かかります。

その他、緊急小口資金、総合支援資金、福祉資金(技能習得、住宅改修、療養費、冠婚葬祭 などに必要な経費)などについての詳しい内容や条件は、長崎県社会福祉協議会のホームページ をご覧ください。



あなたのお悩み、ひとりで抱えていませんか?不安な気持ち、困っていること、話すだけでも少し気持ちが 軽くなるかもしれません。まずはお気軽にお話を聞かせてください。

> 諫早市社会福祉協議会 ☎ 0957-24-5100 問い合わせ

諫早市社会福祉協議会理事・監事・評議員を紹介します!(令和7年6月13日現在)

理 事 (11名)		【副会長】井手洋一郎 平古場敏則 【常務理事】城下和美 吉 小野由利子 古賀文朗 古賀淳一郎 島田美知子 松藤久傳
監事(2名)	川□秀隆 坂本幸	夫
評議員 (20名)	野中秀文 堀出美	二 藤山隆志 古川利光 西村清貴 森武重法 増山隆広 智子 西野悟 石橋芳秋 福田美子 米田健二 立野政美 合子 林田美津枝 德永秋男 堀口春記 江嶋美代子
任期	理事・監事	令和7年6月10日から令和9年度の定時評議員会の終結時
	評議員	令和7年6月13日から令和11年度の定時評議員会の終結時

諫早市社会福祉協議会では、令和8年4月1日採用の本会職員採用試験を実施します。

○受験資格

(次の要件に全て該当する人)

- ・昭和50年4月2日以降に生まれた人で、社会福 祉法人や公共機関(国及び地方公共団体)等の常 勤職員として相談支援業務が5年以上あること ※相談支援業務とは、保健、医療、福祉、就労等の課題に関す る相談に応じ、関係機関と連絡・調整のうえ必要な支援サー ビスを提供する業務とする。
- ・社会福祉士又は精神保健福祉士資格を有する人
- ・普通自動車運転免許を有する人 (AT限定可)

○受付期間

令和7年9月1日(月)~令和7年9月22日(月) まで郵送の場合は、9月22日の消印まで

〇第一次試験

試験日:令和7年10月12日(日) 会 場:諫早市社会福祉会館

(諫早市新道町948番地)

〇採用人数

若干名

〇給与

大卒初任給198.000円(現行) 職歴に応じて一定の加算有

詳細はホームページもしくはお問い合わせください。 (**2** 0957-24-5100)

√ 声の「かんしゃ」をお届けします//

視力に不安のある人へCDに録音した、声の広報紙を 無料でご自宅までお届けします。











ISAHAYASYAKY0294

発行

社会福祉法人諫早市社会福祉協議会

〒854-0045 諫早市新道町948番地 TEL0957-24-5100 FAX0957-24-5101 ホームページ https://isahaya-shakyo.jp

で寄附ありがとうございました

(令和7年7月1日~7月25日受付分)

香典返し ▶ 古賀 安子様(朝倉市)【亡伯母 金指邦子様】

物品寄附 ▶ 諫早まるみつ様

ご厚志に沿うよう地域福祉事業のため大切に使わせていただきます。

9月のふれあい福祉相談

日常生活におけ 々な心配ごと・悩 となど、何でもお ねください。

る様	F
みご	f
たず	4
	ı

開設日 月曜日~金曜日(祝日を除く) 開設時間 午前10時~午後3時 ふれあい福祉相談センター (諫早市社会福祉会館内) 【専用電話】23-7022

財産、権利擁護など、 法律上の悩みごとなど をおたずねください。 ※専門相談は、10日前まで に予約をお願いします。

開設日 9月24日(水) 弁護士 開設時間 午後1時30分~4時

所 諫早市社会福祉協議会

諫早市社会福祉協議会だより「かんしゃ」では、広報紙に関するご意見、地域で行われる福祉活動や行事の情報を皆さまから募集しています。